

妻木新平生誕百二十年記念

小説

名
医
録

現代表記版

妻木新平著

序 文

妻木新平先生は、長島町出身で芥川賞候補にも残ったことのある小説家です。長島町文化ホールの前庭には「妻木新平文学碑」、歴史民俗資料館には「妻木新平コーナー」も設置されており、更にはかごしま近代文学館でも鹿児島県ゆかりの作家として紹介・顕彰されていますが、年月を経て次第に遠くなりつつあります。

折しも、本年は妻木新平生誕百二十年であり、来年は没後六十年です。私たちは役場職員時代に文学碑の建立や新平コーナーの設置にかかりました。そのようなご縁から、先生の代表作である「名医録」を再度印刷し配布するというアイデアが浮かびました。印刷費用が心配されましたが、当方でワードに入力し校正もやると比較的安価にできることが分かりました。

先生のご遺族やご親戚のご了解、ご協力もあり、読みやすいように現代の漢字、仮名遣いに直して印刷しています。郷土が生んだ偉大な作家・妻木新平先生の作品をご一読いただき僥んでくださいますようお願い申し上げます。

妻木新平先生を顕彰する会

元妻木新平文学碑建立委員会事務局長

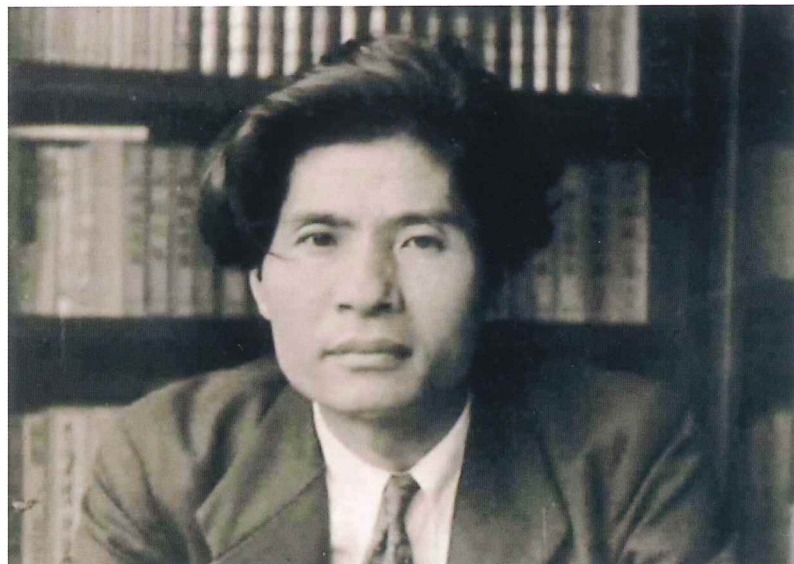
大 堂 定 憲

元歴史民俗資料館妻木新平コーナー設置担当者

桐 野 徹 朗

元妻木新平コーナーの拡充・著書収集担当者

山 崎 友 喜



40代の頃



30代の頃



海城中学校に進学

妻木新平（本名 福永隼人）

明治38年（1905年）、鹿児島県出水郡西長島村（現長島町）平尾に生まれる。

平尾尋常小学校、鷹巣高等小学校を経て上京、海城中学校を卒業。昭和7年に東京地方裁判所書記となる一方で、日本大学文学部芸術学科に学び、昭和15年、日中戦争で従軍看護婦として召集され、亡くなった妻をモデルにした『妻の従軍』で文壇デビュー。その後、昭和17年『村の国葬』などの作品を発表、中でも昭和19年、雑誌「日本文学者」に発表した『名医録』は、芥川賞候補に最後まで残り、文壇での地歩を確立した。腕は確かだが医師免許を持たない老人が人助けのために医療行為を行い、患者に信頼されながら法の裁きを受けるというヒューマンな物語。

昭和21年、作家活動に専念するために東京地方裁判所を辞職、この時従七位に叙せられる。その後、『蘭子の場合』『隔離病舎』『雑草に風あり』『裸像』など、数々の短編小説や『生活の地図』『男裸体』『愛人』『白衣闘魂』などの長編小説を次々に発表、世に問うた。

さらに、昭和25年からは母校日本大学芸術学部の講師を勤めながらの作家活動であった。

新平は、郷土への愛着が強く、昭和42年、62歳で亡くなるまで、折を見ては帰郷し、平尾小学校、平尾中学校、県立長島高校の校歌も作詞している。

長島町では妻木新平の功績を称え、平成2年2月、多くの人々の篤志で『妻木新平文学碑』が建立され、その後、歴史民俗資料館には『妻木新平コーナー』が設置された。

名 医 録

私が弁護人の和泉であります。あいにく、五六日來の風邪気味で、ひどく咽^{のど}喉を害しておりますので、あるいはお聞きとりにくい点もありましようが、なにとぞしばらく御耳をわずらわしいと思います。

……被告人は医師の免許を受けずして、昭和某年一月上旬より昭和某年六月三十日までの約三年間、その自宅において池村雪子他七十五名の患者に對しその脈拍血色爪色などを検診して病名を判断したる各患者に對し、それぞれ適薬と認める薬名を記載したる処方箋等を与え、各自より金五十銭ないし十円の謝礼金を受け、もつて医業を為したるものなり……。

第一審判決で、右のように認定されております通り、本件は見かたによりましては、極めて簡単な事件であります。

被告人は、右認定に事実^{もはや}は原審におきましても、また当審におきましても、すべて認めているところでありまして、最早これを争う余地はさらにないので



奥様、6人の子どもたちと



60歳の頃



歴史民俗資料館の
妻木新平コーナー



文化ホール前の
妻木新平文学碑

あります。

してみますれば、「被告人は免許を受けずして医業を為したる者」ということとなりますので、医師法第十一条第一項に触れることはもちろんのことです。しかも被告人は今回のものと同様の違反事件で、前後六回も罰せられておりますので、原裁判所が二か月の懲役刑を言い渡したのも、無理はなく、ただ今検事殿の原判決維持の論告も、一応ごもつものように考えられたのであります。

しかるに、被告人が右判決に服罪することができなくて、控訴いたしましたことは、何か深い仔細がなければならぬと思われます。すなわち原判決に承服しがたい何物かがあると思うのであります。

およそ裁判は、天皇の御名^{ぎよめい}によつて行われるものであります。したがってそれは適正妥当でなければならぬのであります。被告人がこれに承服し、しかも第三者がこれを首肯^{しゅこん}しなければならぬのであります。それでなければよく刑罰の威力を発揮し、刑政の目的を達することができないのであります。

本件におきましては、被告人が第一審判決に承服することができず、控訴の

申し立てをなし、しかもその周囲の人々までが被告人のあきらめきれないその心事をくんで、事件の成りゆきを見守っているのであります。

私は被告人から本件の弁護の委任を受けました時、まず考えさせられたこと、このわかりきった簡単な事件について、被告人が何故あきらめがつかぬかということでありました。もしそのあきらめきれない理由が、被告人の不明のためか、あるいはわがままのためか、あるいは判決に不満の点があつてのためか、それをはつきりさせねばならぬと思ひました。

被告人が不明のために、あきらめがつかないものとしたら、弁護士の立場として、その蒙^{もう}をひらき、引導^{いんどう}を渡して納得のゆくようあきらめさせねばならぬ。もしまたその判決について、何か不満の点があるならば、よくその事情を究明して裁判所に上申いたし、被告人の希望が達せられるよう努力しなければならぬ、と考えたのであります。

そこでよく事情を取り調べてみましたところ、どうにも判決に不満があり、しかも何故それに不満を持ったかということもだいたい判つて来たのであります。そして被告人の人柄も事件の筋も申し分のないものであることの心証

1 蒙……道理に暗いこと

1 御名……天皇の名前

2 首肯……うなづくこと。もつともだと納得すること

も得たのであります。

ご承知の通り、刑事事件におきましては、人柄がよくて筋のわるくない事件と、人柄はよいが事件の筋がわるいのと、人柄はわるいが筋はよいというのと、人柄も筋もわるいという、四通りの区別ができるのであります。

私はまず第一に、被告人の人柄を詳しく知りたいと考えまして、被告人の居村に出張いたしました。そして、村長をはじめ部落会長その他近隣の人々にも逢い、更には隣村まで足をのばして実際に調査してみました。

いまその結果を総合して申し上げてみたいと思います。

被告人は元外国通いの船員だった。水夫からたたきあげた三等機関士だったが、三十年近く実直に勤めた甲斐があつて、辞める時には相当の金を残していた。その金で故郷の岩手県に土地を求め、こじんまりした新居を構えて農業をはじめた。一人娘に働きものの婿養子を迎えて、幸せな晩年だと思われていた。しかし、それはつかの間だった。下船した翌々年の冬、妻女^{さいじよ}が雪崩^{なだれ}に圧されて急死した。それから半年経って支那事変が勃発して、婿に召集令^{しやうしゆうれい}が来た。

娘は既に妊娠五か月の身重^{みおも}になっていた。はりきつて征^いった婿が戦地に着くか着かないかのうちに、コレラにかかつて戦病死してしまった。今は早、被告人にとつては娘一人がたよりであり、その胎内の孫がのぞみのすべてだった。それなのに、娘は九か月で早産して、母子ともいけなくなつてしまった。

にわかにひっそりとなつた家から、被告人は毎日一人きりで田圃に出て行かねばならなかった。永年海で鍛えた身体は、はじめ六十三歳とは思えぬ頑丈さだったが、四つの新仏をかかえるようになってからは、急に老けて十歳も年を加えたようになった。しかもほとんど半生を船上で暮らした被告人にとっては、自ら煮炊^{にた}き^たまでしなけねばならぬやもめぐらしの百姓生活は、だんだん骨身にこたえるようになって来た。再婚をすすめられたりしたが、もちろんそんなことに耳をかたむける気持はなかった。土地のすべてを小作に出して、自分ではほんの手間仕事のつもりで養鶏をはじめた。幸い婿の遺族扶助料²などもあつて、一人暮らしに困るようなことはなかったが、今度は少々退屈しはじめた。

そこで思いついたのが、自宅を近所の子供たちの遊び場に開放することだつ

1 煮炊き……料理をすること

2 遺族扶助料……死亡した軍人の遺族に対して国から支給された年金

1 妻女……妻、奥さん

2 召集令……兵隊として軍隊に来るよう命じる令状

た。もともと子供好きの被告人だった。たちまち人気を博して、いつの間にか託児所みたようになってしまった。若い夫や子供を戦地に送って、人手不足の農村だった。夫や子供たちに代わって、野良仕事に出かけねばならない細君^{さいくん}、たちにひどく便利がられた。農繁期など溢^{あふ}れるような繁盛ぶりとなった。

「おじいさん、たのみますよ」

「あ、いいとも、いいとも」

にこにこ顔の被告人は何人でも二つ返事で引きうけた。最早鶏の世話などそっちのけになってしまった。

ところが、時々託児所に面倒なことがおこった。それは預かった子供たちの中に、急病人ができることだった。もつともそれがため途方にくれるようなことはなかったが……。

被告人は船にいる時、その船医とたいへん親しくなっていた。航海中急性盲腸炎にかかって、手術してもらったのがきっかけだった。その船医が変り者で、別にたずねもしないのに、患者の手当方法について何でも被告人に教えてくれた。被告人がまた器用だった。大抵のことは憶えてしまった。すっかり悦

に入った船医は、

「感心だ、感心だ」

とほめながら、いそがしい時には被告人に代診させて、自分は酒ばかり飲んでいた。ところが被告人の方が船医より患者の取扱いかたがていいんだというので、単純な船員たちは、先生先生と、まるで被告人を医者あつかいにした。果ては被告人を名指しして来るようになった。

「おい代診！ 仕事だ」

すると船医は得たりとばかり被告人にまかせて、自分は助手代わりをつとめて平気だった。勢い被告人の医術的手腕はあがるばかりだった。

そんなわけで、託児所の子供たちに急病人ができて、その診断や手当の方法などに困るようなことはなかったのだ。ところがそのことが村中の評判になってしまった。なにしろ、医者が一人もないというへんぴな山村だった。今度は病人たちから重宝がられてしまった。たのまれるとつい断りかねて手当を加えてやった。不思議に診たてが当って、被告人の書いた処方箋^{いやくせん}の効果はてきめんだった。ほんものの医者が見はなした難病が、片っぱしから癒^いされて行った。名声は村中にひろがって、しまいには近郷まで知れわたった。遠近から患

者がやって来た。

「……困ったことになった」

心にとがめながらも、しかし被告人は快く患者の求めに応じていた。今度は託児所だか医院だか分からなくなってしまった。

「おじいちゃん、つまんないの」

病人のことで手が廻りかねる被告人に子供たちが不平をならべはじめた。無理はなかった。子供たちをつれて川遊びなどに行っていると、おじいさんお願いします。病人が川まで迎えに来たりするのだった。

被告人の診察の方法というのが、また普通とちがっていた。決して聴診器をつかわなかった。打診もしない。ただ脈拍と爪の色を見るだけだった。それだけで即座に病名を判断した。これは船医ゆずりの独特な方法だった。しかしそんなことが、かえって純朴な村人たちに尊敬と驚異の念を植えた。

診断がすむとあり合わせの紙片に病名と適当した薬を書いて渡した。自分で薬を調合するようなことはなかった。ただ患者に服用する薬を指示するだけだった。しかも決して報酬などは、請求しなかった。

「そんなもの、いらんよ、いらんよ」

すみませんがこれだけで、などといって紙包みなどを出されると、被告人の方がかえってどぎまぎした。まるで汚いもののように顔をしかめて辞退するのだった。しかし患者にしてみれば、そういうわけに行かなかった。そつと座布団の下などにしのばせて、逃げるようにして帰るのだった。といって裕福な人たちではなかった。わずかに三十銭とか五十銭位でお賽銭程度の謝礼だった。これも大抵は子供たちの玩具代に変わっていた。ただ一度十円というのがあったが、これは被告人の居村から、往復十里もある隣村まで、しかも厳寒の真夜中ごろ拜むようにして迎えに来られたために（被告人は出来るだけ遠方にはでかけないことにしていた）やむなく出向いた折の、旅費として無理に懐にねじこまれてしまったものだった。円とまとまった金といえば、あとにも先にもこれが一度きりだった。決して利欲のためにやっているのではなかった。いや利欲どころか、被告人は毎年いたたく遺族扶助料の一部を逆に困った病人の家にそつと置いて来ることすらあった。小作料なども先方のいうがままに毎年値引きしてやった。

とにかく被告人が指示した薬が不思議なくらいによくきくのだった。博士や専門医に見はなされた重病患者が、被告人の手にかかるとすぐ全快した。まるで嘘うそのような事実だった。試みに、数多い例の中から二三あげると、

一、開田村の上村田蔵という人は胆石病で有名な医師から見はなされて、あと二日とは存命しないといわれたのが被告人の処方による薬を服用したところ、三時間内に胆石十七個が大便と共に排泄して直ちに全快した。

二、陣立村の山内彦之助という人は、腹膜炎で、腹部が腫れ上がって、某病院長の博士からさじを投げられた程の重症だったのが、被告人の治療を受けてたちまち全快した。

三、右山内彦之助の実兄の二十五歳になった子息は、数か年来治癒しなかった腎臓病が、被告人の手当によって薄紙をはがすように回復して、現に某官庁に奉職している。

四、日野町の中釜是郎という素封家そほうかでは、主人とその娘さん二人が、父娘で肺結核にかかって某々博士その他の診察を受け、既に数万円を消費したが、どうしても治らなかった。それが被告人の治療を受けて、けろりと快癒した。そ

の娘さんは、ただ今他家に縁付き既に一人の子供の母親となっている。

五、昭和村の山崎久吉という人の子供で、当時二歳になったのが、脳膜炎にかかって治癒不能と診断されたのがわずか一週間で全快した。

.....

ことに中釜という素封家の折など、被告人らしい話題を提供して人々を感動させた。

迎えられた被告人が中釜家に行った時には、娘さんが何回目かの大喀血かつけつをした直後だった。紙のような顔色をして半分死んで眠っていた。隣室ではその父親がしきりに娘の病状を案じながら、自分も身動きが出来ない重態だった。

三十里もはなれたM市から、わざわざ迎えた博士も、病人たちを一目見たきり、注射一本ずつと気休めの言葉を残して、そっけなく帰ってしまったという。「わしのいのちはどうなってもよいが、娘だけは助けてやりたい」

うめくような父親の言葉を聞くと、被告人はふと死んだ自分の娘のことが思い出された。この父子をなんとかよくしてやりたいと思った。

幸い二人ともまだ見込みがありそうだった。処方箋を書いて家人を町の薬局

に走らせ、自分はその夜一晚中病人の顔色を見守って明かした。

夜明け前に、再び襲った咯血であやうく窒息しかけて娘さんは、苦しさのあまり虚空をつかんでのたうちまわり、やせ細った手で被告人の胸ぐらをつかんでなさなかつた。死にかけた病人とは思えぬ力強さだった。思わず引き寄せられながらも、被告人は指を咽喉までさし入れて、懸命にはかせようと努力した。ぱっとはき出された血塊を、かわすいとまはなかつた。被告人の顔から首がべっとり染められた。ともすれば冷たくなりかけようとする娘さんだった。顔の血糊ちのりもそのまま被告人は、必死になつて抱きかかえていた。何か祈りた
い気持だった。

その後、被告人のおかげで、命拾ひした中釜父娘のよろこびは大きかつた。

「ほんのしるしばかりですが」

といつて、とどけられた紙包みの中には、百円札が十枚入っていた。びつくりした被告人は、あわてて返しに行つた。そんなつもりではなかつたからだつた。しかし結局無駄足に終つた。困り果てた被告人はそのまま中釜家の名前である公共団体に寄付してしまつた。係からの感謝状が中釜家に配達されて、は

じめてそのことを知つた村人たちは、あつけにとられながらも、被告人に頭を垂れるばかりだった。

.....

このように、難病、重症として医師から不治の病だと見はなされたものが、被告人の指示する薬を服用し、その手当てを受けることによって全快再生した例は、枚挙にいとまがなかつた。

健康ナルモノハ医者ヲ要セズ、タダ病メル者コレヲ要ス。我ハ正シキモノヲ招カントテアラデ、罪人ヲ招カントテ来レリ……私は聖書の一節にこの言葉があるのを思い出し、こんな被告人を弁護するのが私の弁護士としての天職であると思われ、あえて本日公判廷に立つた次第であります。

私は本件が持ち上がった、そもその原因を考えてみました。既に入る申し上げました通り、被告人は全く自己の利欲のためにするのではなく、全く世を救う仁愛の赤誠せきせいから出ているのであります。

看板を掲げてみいず、広告をするわけでもないが、ただ遠近から被告人の徳

と手腕を慕って患者が集まって来るのであります。しかも被告人の診察を受ける者は、ほとんど医者から見はなされた重病人たちばかりであり、医者の初診料すら払い得ないような貧乏人であります。

被告人に診てもらえば、診療代はおろか、薬代も一日分わずか二三十銭で、普通医者にかかった場合の十分の一くらいですむのです。したがって、近辺の医者にはやらなくなるので、医者がこれを喜ばないのは当然でありましょう。警察の意見書によりますと、本捜査の端緒が「検事局ヨリ投書ニ対スル捜査指揮」とありますように、これはおそらく付近医者仲間の投書によるものであります。

いや、付近の医者仲間ならまだ許せるが、被告人の居村から三十里もはなれたM市の医者たちまでが、たかが被告人のこのことを問題にして、本件を明るみに出す手助けをした疑いがあることは、弁護人として遺憾に堪えないところであります。

M市に堂々門戸を張って、総合医院を経営する某博士は被告人の名声をきいて、一もうけしようとしたくらんだのです。それはよくあることですが、無免許

の医者に名義を貸し与え、自己の出張所ということにして患者を吸収するという方法であります。

某博士もそのことを計画して、被告人に申し込んだということがあります。

「月給百円出そう」

某博士の使いの者は、はじめから金銭づくで被告人を釣り出そうとした。しかし、そんなことを承知する被告人ではありませんでした。

「いやじゃ」

たった一言いって、そっぽを向いてしまった。

「では百三十円でいかがでしょう」

「……………」

「それでいけませんか。外に往診料などあなたの自由にしてよろしいのですが……………」

「いくら貰っても、いやじゃわい」

それっきり交渉は破裂したことはもちろんでした。

それから間もなくのことだったのです。被告人が警察署につれて行かれたの

は……。

はじめ警察署では、被告人の功績をみとめて、寛大に見て見ぬふりをしていたかのように、想像されるのでありますが、医師会などからの抗議によって、ついにやむなく検挙するに至ったものと思料せられるのであります。

国家の免許を受けた堂々たる医者がはやらなくて、免許を持たない被告人がはやるのは、一体いかなるわけでありましょうか。考えさせられる問題であります。

古来、医は仁術と申されております。私はこれを、身を殺して仁を為すべき天職の意味と解します。経世済民^{けいせいさいじん}が刑法の目的でありますように、医術の目的もまた全くこれに外ならないのであります。

医術は営業にあらずして職務であります。医術本来の性質から申しますと、それは国家事業の一に属すべきものであります。故に医師は人格と知識を基礎にして、公な国家事業を行うものであります。したがって崇高な人格を備えず、知識豊富ならざるもの、または心身を傾倒して人を救う抱負のないものは、医家の本領を解せないものといつてよろしいかと思ひます。

医師は商売ではありません。営業でもありません。聖なる職務であります。天職であります。だからこそ、この時局下^{じきよくか}においてすら税金が免除せられているのであります。

今日、この重大時局下における医師たる者、果たして幾人国手^{こくしゅ}としての識見と仁術としての天職を心得ておられるでありますか。あるいは診察料、薬代を取ることにのみ腐心せられているのではないでしょうか。診療代を払うことのできないものは、はじめっから医師に見はなされてはいないでしょうか。それらの人々が、被告人に救いを求めたために、本件は起こったものと私は信じます。

したがって本件の原因は、第一には医師諸君が、その天職をおろそかにしたために、発生したものと断ぜざるを得ないものであります。

そもそも、今日の医学なるものは、あまりにも部門的にわかれすぎています。総合的研究治療に欠けていると思います。よく私たちの話に出ることではありますが、味覚神経の研究にのみ数か年をついやして、やっと医学博士になった。学位を取ってしまえば、最早こちらのもので、その後外科医であろうと、また

1 経世済民…国を治め、民の生活の苦しみを救うこと

1 時局下……その時の状況。この本が書かれたとき日本は戦争中であった
2 国手……名医、医師を敬つていう

は小児科医としてであろうと、とにかく医学博士の肩書さえあれば、その研究部門などは問題でなく、万病的名医としての権威が永久に保持できるらしいのであります。

したがって、そのように細かい専門的研究のみが行き届いて年々医学博士が雨後の筍のように続出するのでありましょうが、肝心の臨床方面の医術が割合に発達しないために、折角の博士数も案外治療方面には役立っていないのではないかと思われるのであります。

そこで、今日の状態にとどまるにすぎない医者に対してたとえ博士であろうとわれわれの大切な身体はまかしておけないという、現代医学に対する不信からして、肩書などよりは、実際に病気を治療し得る、被告人のような者の出現を余儀なくされるのではありますまいか。これがすなわち本件犯行の第二の原因であります。

農村の極貧者は、未だこの聖代^{せいだい}においてすら医者に薬代を払う余裕がないのであります。医者の方からもそういう階級は相手にしないのであります。したがってこのような人々は、普通の医師の診療を受けることはなかなか困難な

状態におかれているのであります。しかも農山村におきましては、未だこれらの人々を治療する厚生設備が完備していないのであります。

日本医療団などの設立が見られて、農民の厚生問題が大きくとりあげられておりますが、現在なお我が国には二千五百四十七か村の無医村が存在している状態であります。本件被告人の居村も、ご多分にもれず、五六百戸もあろうというのに一人の医者もいないのであります。わずかに隣村に七十幾歳の老医が一人いるだけといういわゆる無医村であります。

隣村とはいえ、数里もはなれ、しかもそんな老体の医者が、急場の間に合わないことは、いうまでもないことであります。

そこにおきまして、被告人のようなほとんど施療^{せりよう}に等しい安価な治療方法が、歓迎されるゆえんであります。

されば本件犯行の第三原因には、農村では医者配置が十分でなく、施療の設備が完備していない、ということがかぞえあげられるのであります。

以上三つの原因によりまして、本件は生まれるべくして当然生まれたものと私は信じます。ことにこの第三原因のことは、時局下食糧増産に精励しなけ

1 施療……貧しい人などのために無料で病気を治療すること

1 聖代……すぐれた天子の治める時代

ればならぬ、農山村居住者の保健上、きわめて重大な問題といってよく、最早これは単なる本件被告人個人のことに関連してのみうんぬんさるべき性質のものではない、と考えられるのであります。

いずれにいたしましても、被告人を何がそうさせたかの原因を究めないでいて、その結果であります本件被告人の行為のみを責めることは、はなはだその当を得ないものといわねばなりません。

ただここに、本件被告人にとりまして、きわめて不利益を感じられますことは、前科の点であります。しかし考えなければならぬことは、被告人が、本件と同様の医師法違反で罰金刑の前科を六犯も重ねているにもかかわらず、なおかつこの度の違反行為を敢行したという点であります。

本件についての、司法警察官の意見書にも「何ラ改悛^{かいしゅん}ノ情ナキヲモツテ嚴重処罰ノ要アリ」と書かれていたのであります。しかし、被告人が本件医的行為をいたしましたことは、被告人の手腕力量を慕って、患者が押しかけ、救いを求めたからであります。被告人自身が、進んでそれをやるのとは。その情におきまして異なるものであります。

被告人の心が法律を冒すのではないのであります。患者の要求もだしがたく、大乗的立場¹と、救世主の清い心であえてそれを行っていたのであります。被告人は無類の好人物であります。その性格からいっても、つい瀕死の病人から救いを求められると、法に触れることとは知りながら、無下にこれを断ることはできなかったものであります。否、被告^{いな}人ならずとも、それを断り切れないのが人情であります。

むかし平安朝時代に春朝という僧侶がいました。この人は京都の東西の獄所をみて、囚人の愛苦の相を知り、彼らに獄所の苦を忘れさせ、仏道の教えを植えつけようとしていました。そこで故意に他家の銀器を盗んで獄所に下り、持前の妙音で法華経を誦して獄中の人心を和らげてやった。その功によって、早く出獄を許されたのであります。更に悪事を冒して七回も入獄したとのことでありす。

その方法において違ふところがありますが、動機は本件被告の心も春朝と同じであります。身を殺して仁をなす心情に何ら相違はないのであります。春朝といい本件被告人といい、いってみますれば、自ら燃えつくして他を照らす

1 大乗的立場……感情や目先の利益にとらわれない広く大きな立場

蠟燭にも比すべき心底で冒した犯罪であります。

検事殿はただ今「被告人には改悛の見込がない、遵法の精神が欠除している」と申されたのであります。あるいは表面改悛の見込がないかのように見えるかもしれませんが。しかしこれは誤解であります。医者から見はなされて、ただ死の来るのを待つ外はない重症患者の家族などから、「ぜひ……」と頼まれた場合に、腕に自信のある被告人が、どうしてこれを見殺しにできましょうか。放っておけないのが人情であります。水泳の達人が、溺れる人を助けずにはおられない心理であります。また医者にもかかり得ない貧困者からたのまれた場合、いやしくも医療に心得があり、思いやり深い被告人が、なんでその病苦を見ながら、これに拱手傍観^{きょうぼうかん}できましようか。これを診察して、その治療方法を指示するのが、むしろうるわしい日本国民性の発露であります。

「枯木寒巖^{こぼくかんがん}に逢つて暖気なし」では人間味がなさすぎると思います。「かくすればかくなるものと知りながらやむにやまれぬ大和だましい」というのが、被告人本来の心境であります。あえて拱手傍観し得なかったことは、被告人に人間味のある証拠であります。これがすなわち日本精神の発露でなくてなんで

ありましよう。被告人こそ、医は仁術なり、との本領を身をもって実践したもののといわねばなりません。

なお意見書によりますと「本人ノ診断ハ単二漢方医ノ伝エル所ヲ踏襲スルノミニテ、学理ノヨル所ナク相当ノ経験ヲ有ストイエドモ、ソノ危険性大ナルモノアリ」とありますが、被告人の医学的知識は決して、「……単二漢方医ノ伝エル所ヲ踏襲スルノミ」うんぬんで片づけられるていの単純なものではありません。一見単純なように見えて、ちゃんと和漢洋の深遠なる学理を応用しているのであります。

それは被告人の処方による薬の効力の偉大さを見れば分かることであります。事実、被告人の処方には、最も斬新な薬物が使用されていたのであります。被告人から書いてもらった薬が付近小邑の薬局にないため、遠くM市やS市までもでかけてやっと調剤ができた、という事実が、それを証拠だてていると思います。

また被告人の診断法が、脈拍と爪の色のみを見て病状を判断するということも、学理にかなったことであります。脈拍は心臓の活動状態を計るバロメーター

1 拱手傍観……手をこまねいていること

2 枯木寒巖……枯れた木と冷たい岩。冷淡で近づき難い態度のたとえ

であります。脈拍を見て疾病を判断することは、古今のあらゆる医師の行う診察の一方方法であります。爪の色によって疾病を判断することもまた、古今東西のいわゆる手相学者が主張するところであります。「爪は健康を語る鏡なり」と申されております。

とにかく被告人は、この脈拍と爪の色を見ることによって疾病を判断するのでありまして、この点については、天才的といってよく、絶対に他の追従を許さぬ神秘的な手腕を持っているのであります。ことに処方薬は一切劇薬は使用しないので、少しも危険はないのであります。

被告人のために、生命を失った者とか、あるいは病気が少しでも重くなったというものが一人もないということが、いかに被告人の治療方法に安全性があるかを物語っております。

元来犯罪にはかならず被害者のあることを原則としております。ところが本件の場合には被害をこうむったものが、一人もないのであります。被害どころか、被告人のために、九死に一生を得たという人ばかりなのであります。本日この傍聴席においでの方々は、ほとんど皆それらの人々であります。昨夜など、

わざわざ私の宿舎を訪ねて来て、ぜひ被告人を助けてください、と懇願して立ち去られた方々が五六人あったくらいであります。費用などいくらかかってもいい、自分が出しますから、といって財布を取り出した人すらあったのであります。

また書面による嘆願書も私の手許にまで十数通参っております。その一部を読み上げてみたいと思います。

……けいさつ署におじいさんがつれて行かれたときいてから、私の家ではみんなごはんがのどを通らなくなりました。おじいさんのような、立派な方がどうしてそんなところに引かれて行かなければならないのでしょうか。できることなら見がわりになってあげたい、とお父さんがいつておられます。めんかに行かれたとなりのお婆さんの話によると、おじいさんがたいへんやせおとろえておられたことを聞いて胸がふさがりました。お母さんは泣いてしまわれました。どうかべんご士さん、おじいさんをお助けください。さいばんの日はぜひ出かせたいと、お父さんは待つてでしたが、足に大きなできものがして、うごけなくなりました。ざんねんだとこぼし

ておられます。こんな時、おじいさんがおられると、すぐによくなるのに
なあ、と僕は思います。

……。

国民学校¹の児童ですら被告人の身の上を案じているのであります

とにかく本件は、被害者のないめずらしい事件であります。もし強いて被害者があつたとすれば、それは付近の医者諸君でありましょう。医業を営むためには、免許が必要だからとして、一定の資格条件が定められていることは、公共の保険衛生の見地からでありまして、決して医者の生活権擁護というものが建前になっているのではないのであります。したがってこの場合医者を被害者と見るのは当たらないのであります。

被告人の医療行為は、医者にかかることのできない貧乏人や、医者が見はなした難病を診療しているのであります。これらの貧困者の同情者となつて、その疾病を治したり、博士、学士のさじをなげた難病を快癒^{かいゆ}させているのであります。これらの人々から被告人を見ますと、被告人は正に生命の大恩人であり救世主であります。

彼らが被告人を、まるで生き神様か生き仏様のように尊敬しているのは、当然のことと決してあやしむに足らないのであります。とはいっても、被告人のこの医療行為は、一面免許を得ていないという点で、医師法第十一条第一項に触れるものであります。

一面において救世主としての行為が、他の面において国法に触れ、犯罪となるのであります。同じ被告人が、一面神となり反面悪魔となり、一面菩薩^{ぼさつ}でありまた反面夜叉^{やしゃ}でありますことは、なんという矛盾でありましょうか。この矛盾をいかに解決するかが、本件の裁判であります。

かような点に触れて来ますと、本件は決して東北の一僻村に発生した小事件ではなく、天下の大事事件となつてくるのであります。この場合、理にこだわつて情を得なければ、人をして服せしめることができません。また情に流れて理を無視する時は、乱に陥るのであります。

この理と情とを調和することによつて、はじめて全き得る^{まった}のであります。法を守つて情を得ることが肝要であります。こうすることによつて、はじめて世の中の秩序が保たれ人心を安定せしめることができるのであります。

1 国民学校……この本が書かれたころは、小学校は国民学校であつた

条文にこだわりの、法律ここにあり、との態度はとらざるところであります。「お前は法に触れたことをした。だからこれらの条文にてらし合わして判決を下す。いさぎよく服罪せよ」

ではないかと思ひます。

本件について、原審裁判所が二か月の懲役刑をいい渡したことは、あるいは妥当なものであり、法文上いささか欠けるところのない判決であるかもしれない。しかしこれは単に被告人の医的行為が、非合法的なものだとしてのみ為された判決だといつて、いへなくもないのであります。私は弁護人の立場として、この判決から、何か借りもののようなしつくりしないものを感じてならないのであります。

自分の利欲を度外視して、もっぱら社会公益のためにのみ為された行為に対する裁判としては、これはあまりにも利益社会にあてはめられた、形式的裁判ではないかと思われるのであります。

本件のごとく、人を救ふこと以外になんら他意なき動機によつて発生した事件につきましては、在来のいわゆる個人主義的思想を根源として組み立てられ

た法文解釈から脱却して、我が国古来の美風である、義理人情にからんだいわゆる大岡裁おおおかさばきの判決を下してこそ、最も本事件の内容にふさわしい刑罰となるのではなかつたかと、考えられるのであります。

このように日本精神の顕現と、我が古来の思想に立脚した法文解釈が判決化されるところにこそ、私は道義に基づく新しい日本の法学の樹立があると、固く信じるものであります。

ここに本件裁判の重大性が意識せられ、また本件裁判の妙味が存するのであります。私がこの老齢を上げまし、はるばる東京から北上して、この法廷に立ち被告人のためにる弁護するゆえんもまたここに存するのであります。

ここで私は、なぜ本件弁護人を引き受けるようになったかを、簡単にのべさせていただきたいと思ひます。

私と被告人とは同県人であり、同年配であります。もちろん、本件弁護を引き受けるまでは、全然知らぬ同士の同県人にすぎませんでした……。

同県人の縁故を頼つて、私は突然本件を持ちこまれたのであります。しかもそれは被告人の意志というよりは、周囲の人々の意志によってなされたもので

ありました。被告人から救われた人々が、恩人を助けたい一心で、まずいふところから零細な金を出し合つての依頼だったのです。

元来私は、紹介者なしの事件依頼は断ることを主義として来たものであります。しかし、本件の場合、私は自分の三十年来の主義を破つても、かえって気持ちよいものを感じているのであります。

なお私はただ今でも、弁護士登録はしておりますが、実際は倅に^{せがれ}その地盤をゆづつて、最早引退同様の身分であります。たとえ紹介者があろうと、私自身で事件を処理することは、ほとんどやっていなかったのです。にもかかわらず、あえて出廷しましたゆえんのは、被告人の人となりに惚れこんだからであり、そしてまたまずいところから捻出した費用を出し合つてまで、恩ある人を助けようとする周囲の人々の素朴な人情の美しさに、打たれたからであります。

かくして私は、無報酬で働くすがすがしさを、何年かぶりで味わうことができたのであります。

私はここに法を守つて、情を得たという話をしたいと思います。

昔徳川時代には箱根に関所がありました。役人がいて、通行人を嚴重に取り締まつておりました。いやしくも、通行手形を所持しない者は、決して通行を許さなかったのであります。ことに婦女の通行は厳しかった。

その頃、三島宿から江戸表に女中奉公に出ている娘がおりました。たまたま国元の老母が重病で危篤だとの急飛脚が、その奉公先に飛んだのです。娘は母の死に目に会いたいとの一心から、取るものもとらずあえさかけつけたが、あまりに急いだので関所通行の手形を忘れて来てしまった。しかし、関所の役人は、規則を盾にして通行を許そうとはしませんでした。

「どうかご慈悲でございます」

「ならん」

「そのところを何分のご慈悲で……」

土下座して娘は、母親の大病のことを話し、涙ながらに嘆願するのですが、「ならん」といったらならん！

役人は天下の法は曲げられぬとあつて、どうしても通さぬのです。

「……………」

最早返す言葉もなく、娘はなくなり今来た道を、小田原さしてひきかえす外はありませんでした。

すると関所の役人は、にわかになんかこれと呼びとめて、

「お前は実にふとどきな女だ。あれほど嚴重に関所を通ることはならぬというのに、関所を破ってまで東に行くとはけしからん。お前は三島宿の方から来たのだから、早くその方に向いて帰れ」

といって、反対の方向へ追いやった。

その頃の役人は、関所の小役人ですらも、こんな心掛けがあつたのです。法は法でありますから、表面はこれを励行しますが、その裏面において人情を全うしたのであります。

また勸進帳かんじんちようという芝居があります。

頼朝と義経が不和になつて、義経主従は山伏に身をやつして、奥州路さして落ち行くことになりました。

途中加賀の国安宅あなかの関せきにさしかかったのです。この関所を守つていたのが富樫とがしでした。一行はすぐあやしまれてしまった。弁慶は南都東大寺の勸進山伏

であるといつて、その場をのがれようとしてました。

富樫は弁慶に勸進帳の読み上げを要求しました。

もとより弁慶はさようなものを持つてゐるはずはないのでありますが、さあらぬていで笈おひの中から何のゆかりもない巻物を取り出して、声高らかに読みあげたのです。

うなづいた富樫は、一行を通すことにいたしました。ところが一行の最後に、強力べうりき姿となつてゐた義経の姿が、見とがめられてしまった。

「南無三宝！」

心でしまつたと、さげんだ弁慶は、今こそ一期の浮沈と金剛杖を奪つたと見るや主人の義経を散々に打擲ちやうちやくしはじめたので、さすがの富樫も弁慶の苦衷を思ひやつて、一行を無事通してやつた……というのが筋であります。

富樫はこの強力が義経の変装であることは、百も承知だったのであります。富樫は鎌倉殿の録を食むものでありますから頼朝の命令にそむくわけには行かないのであります。

さりとて。弁慶がせつぱつまつて金剛杖を振りあげ、三世をちぎつた主人の

1 笈……修験者などが背に負う箱
2 強力……荷を背負つて修験者などに従う下男
3 打擲……棒などで打ちつけること

義経を力まかせに打ち据える、その胸中を思いやる時、人情としてどうしても関所を通さぬわけには行かなかったのであります。ここで富樫が義経を召し捕ったのでは、頼朝に対する義理は立つが、人情に欠くところがあります。

この義理と人情との葛藤を面白く織り込んだのが、勧進帳の芝居であります。富樫が弁慶の苦肉の策に乗ぜられたからといって、誰も富樫を間拔けだ、不忠者だと非難するものではありません。あそこで、富樫が義経を召し捕ったんでは芝居にならないのです。そこを見のがし不遇な義経主従を通してやるところに、富樫が花も実もある、まことの武士として称賛されるのであります。

本件におきましては、被告人の行為は、一面崇高な道徳の実践であります。と同時に多面犯罪たることも免れないのであります。法は情のため曲げてはならぬのであります。さりとて法を守ろうとすれば、情において忍びないものがあります。

この場合、法と情の矛盾を調和する唯一の途は、慈悲であります。法律の涙をそそぐことであります。できるだけ寛大な処分を取るにしくはないのであります。申し上げるまでもなく裁判は、天皇の御名によって行われる、最も神聖

なものであります。

被告人といえども、陛下の赤子^{せきし}¹であります。

おそれ多くも 明治天皇の御製^{ぎよせい}²に

罪あらば我をとがめん天津神^{あまつかみ}

民は我が身の生みし子なれば

とお歌い遊ばされたのがございます。

本件において、被告人の行為が医師法違反であることは免れ得ないのであります。しかしその行為自体は、世道人心を裨益し、多くの人命を助けているのであります。形式論に捕らわれて、前科数犯ありとのことで、そのこらしめのためといって、どうか被告人を懲役刑に処せられませぬよう、懇願いたす次第であります。

被告は既に本年六十八歳の老人であります。老人は一般に体力知力ともに衰えるものであります。法律上、壮年者と同一視することはできないのであります。

我が国では古来満六十歳をもって、還暦と称し、また本掛返り^{ほんけがえ}とも唱えてお

1 赤子……赤ちゃん。天皇から見た国民

2 御製……天皇がつくった和歌

ります。民法は満六十年をもつて隠居適齢としております。また我が旧刑法第十九条には「徒ノ刑囚六十二満ツル者ハ通常ノ定役ヲ免ジ、ソノ体力相当ノ定役ニ服ス」とありました。

本件におきましては、原判決は被告人を懲役二か月の刑に処しているのです。懲役二か月の刑期は決して長期とは申されませんが、しかしもし被告人の老齢をもつてこの実刑に服しましたならば、あるいは獄中で命を果つるかも測り知れないのであります。さようなことがありますと、この二か月の実刑は死刑にも値することになるのであります。この点は特にご留意を願いたいのであります。

時局重大な折から、たとえ被告人のやむにやまれぬ日本的、慈悲心の発露からとは申しながらこのような事件をたびたび惹起^{じやつき}いたしまして、以上のお手数をわずらわすことの申しわけなさは、まんまん承知いたし胆に銘じているところであります。

なにとぞ裁判官諸公におかれましては、叙上^{じよじょう}の諸点をご斟酌^{しんしやく}くだされまして、今回、もう一度だけはぜひ被告人を罰金刑に処せらんことを……。もし弁

1 惹起……事件・問題などを引き起こすこと

護人のこのお願いが叶えられましたならば、被告人は定めし天恩のありがたさに感泣し、今後再びこのようなお手数をおかけするようなことはないと思ふるものであります。そしてまた多大の期待と不安の念をもつて、本件のなりゆきを見守っている、被告人周囲の人々の感謝安堵もさることながら、被告人の無事帰宅を指折り数えて待つ無邪気な多くの村童たちのよろこびはいかばかりでありますようか。

ここに被告人並びに関係人一同になりかわり、被告人の罪一等を減ぜられんことを切望懇願いたしまして、私の弁論を終わりたいと思います。

編集後記

「名医録」は昭和十九年に発表された作品です。よって漢字は旧字体、仮名遣いも旧仮名遣いです。このままでは、現代では読みにくいものです。そこで、漢字や仮名遣いは現代の表記に直しました。また、接続詞など現在では仮名で書くことが多いものは仮名にしました。しかし、文章の漢字や仮名での表記、句読点の位置、ところどころ混じる文語表現などは原作を尊重して変更しないことにしました。また、現代では読みにくいと思った語句にふり仮名や注釈をつけました。

この本が書かれたまだ日本が貧しかった時代の作者の思いや当時の雰囲気味わいつつお楽しみください。

(山崎)

名 医 録 (現代表記版)

著 者 妻木新平

発行者 妻木新平先生を顕彰する会
大堂定憲 桐野徹朗 山崎友喜

連絡先・現代表記への編集
山崎友喜

〒 899-1302

鹿児島県出水郡長島町平尾 5539

電話 0996 (88) 2504

発行日 令和8年7月

印 刷 株式会社鹿児島新生社印刷 出水支店